

原告は、加地伸行氏（以下、「加地氏」という。）の文献を引用し、儒学（儒教）には宗教的側面があると指摘し、本件施設に関わる儒学（儒教）にも宗教的側面があると主張している。

しかし、加地氏は、「儒教における信仰対象は、あくまでも自己の祖靈である」と述べており、また儒教における宗教性というのは「家の宗教」であると明言している（赤嶺意見書（丙98）7頁）。したがって、仮に儒教に「超自然的、超人間的本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、靈等）の存在を確信し、畏敬崇拜する」という宗教性を見出せたとしても、それは、個々人が自己の「祖靈」に対しておこなう行為のことであり、血族集團たる宗族において、宗廟・家廟で祈り、儒葬を伴うものであった（赤嶺意見書（丙98）7頁）。

ここで、本件施設には、久米崇聖会が管理する「孔子廟」で存在するが、孔子や四配はそもそも久米崇聖会の会員の祖先ではなく、「祖靈」とはなりえないから、久米崇聖会の「家の宗教」であることはありえない（赤嶺意見書（丙98）7, 8頁）。

詳細は第5で後述するが、本件施設の釋奠祭禮も、「家の宗教」による「家祭」として行われていたわけではなく、「公祭」として行われていたものであった（赤嶺意見書（丙98）7, 8頁、上里意見書（丙97）7ないし9頁）。

すなわち、本件施設に関連する儒学（儒教）は、当初から、加地氏が指摘する宗教としての儒教たりえないものであった（赤嶺意見書（丙98）7, 8頁）。

そもそも、琉球を含む日本に伝來した儒学（儒教）は、宗教として受容されたものではなく、加地氏自身も「中国の知識人自身が、漢代以来、儒教の【宗教性を忘れ】礼教性だけを見てそれを儒教の

本質であると誤解するようになって今日に至っている」と述べ、自身の文献で、作家陳舜臣による「日本には『結局、儒教と言っても、宗教として来てはいないのです。道徳律としてきてている』」との発言を引用している（上里意見書（丙97）6頁。加地伸行『沈黙の宗教——儒教』筑摩書房 1994年 104頁）。

高良博士も指摘するとおり、琉球王国時代において、儒学（儒教）は宗教として扱われたことはなく、治世観や政治哲学、一般教義、王権理念の根拠、祭祀・習俗の基礎理念として発現していた（高良意見書（丙96）4頁）。

以上の観点からも、本件施設に関係する儒学（儒教）は、「超自然的、超人間的本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拜するもの」ではなかった（上里意見書（丙97）4ないし7頁、赤嶺意見書（丙98）7、8頁）。

(6) 儒学（儒教）の習俗化した文化について

もっとも、現在、沖縄全般において、広く祖先崇拜の信仰が普及しており、そこには、儒教における「家の宗教」としての祖先崇拜の文化が影響を与えていた可能性は考えられる（赤嶺意見書（丙98）8頁、高良意見書（丙96）4頁）。

しかし、上記6でのべたとおり、このような「家の宗教」は、みずからの祖先を祀っているわけではない本件施設（孔子廟）や釋奠祭禮とは関係がなく、各家庭において、冠婚葬祭や祖先崇拜と結びついて習俗化しているものにすぎない（赤嶺意見書（丙98）7、8頁、高良意見書（丙96）4頁）。

(7) 小括

以上より、いずれの観点からも、本件施設と関係のある儒学（儒

教）は「超自然的、超人間的本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、靈等）の存在を確信し、畏敬崇拜するもの」という宗教ではなく、その点だけからしても、本件免除は政教分離違反とはなりえない。

第5 釋奠祭禮は宗教的活動ではないこと（争点2）

1 はじめに

本件施設で行われている釋奠祭禮の来歴や現在の状況を踏まえれば、釋奠祭禮は、宗教的側面を持たない「公祭」であり、あくまでも「地元の伝統的習俗」や「文化の伝承」として行われているものである。

以下、まずは、2で原判決との関係を整理したうえで、3で宗教施設の定義を確認し、4以降でその歴史的意味について主張する。

2 原判決の判断

原判決は、本件施設で行われている釋奠祭禮について、「神格化された孔子や四配を崇め奉るという宗教的意義を有する」と認定・評価し、釋奠祭禮を宗教的活動であると認定・評価している。

そして、その認定・評価の理由としては、釋奠祭禮が、「供物を並べて孔子の靈を迎え、上香や献爵、祝文奉読等をしたあとにこれを送り返す」という形式をとっていることを挙げ、その他の外的な内容や態様を挙げている。

しかし、これは、釋奠祭禮の「公祭」としての真の意義や歴史におけるその行事の意義等につき、正確に理解していなかったところから、上記の誤った認定・評価に至ったものであり、歴史的経緯を踏まえた現在の釋奠祭禮の社会的・文化的意味を考えれば、原審の指摘するような外形をもっていても、釋奠祭禮は宗教的活動とはなりえない。

以下、詳述する。

3 宗教的活動の定義

憲法上の「宗教的活動」とは、特定の宗教（超自然的、超人間的本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拜するもの）の信仰、礼拝又は普及等を行うものであり、原判決もこれを前提としているものと思われる。

4 一般的な儒学（儒教）にありうる宗教的側面

まず、第2の3で述べたとおり、儒教に宗教性を見出すことができたとしても、それは、あくまでも自己の祖靈を信仰対象とする「家の宗教」に対してのものであり、個々人が自己の「祖靈」に対しておこなう行為であり、血族集団たる宗族において、宗廟・家廟で祈り、儒葬を行うものである（赤嶺意見書（丙98）7頁）。

5 本件施設の釋奠祭禮と会員の関係

これに対し、釋奠祭禮は、「孔子廟」で行われ、そこには孔子や四配の像や神位があるが、孔子や四配は、久米崇聖会の会員の祖先ではなく、久米崇聖会にとって「祖靈」とはなりえない（赤嶺意見書（丙98）7、8頁）。そもそも、久米崇聖会は、各氏（門中）出身者の連合組織であり、单一の氏による血族組織ではなく、久米崇聖会には「家の宗教」というもの自体が概念できない（上里意見書（丙97）8頁）。

したがって、本件施設では、孔子廟で祖靈を信仰することができない久米崇聖会が釋奠祭禮を執り行っており、宗教的活動とはなりえないものである（上里意見書（丙97）8頁）。

なお、沖縄には、「清明祭」など、儒学（儒教）の先祖崇拜と関連する習俗化した行事はあるが、久米崇聖会に参加する久米三十六姓の各氏（門中）においても、他の琉球の家庭同様、各家庭でそのような習俗化した行事を行っているものであり、釋奠祭禮とは何ら関係がな

いものとして行われている（上里意見書（丙97）8頁）。

6 公祭と先祖祭祀の分離・区別

上記で述べたとおり、儒学（儒教）の宗教性があるとすれば、それは自己の祖靈に対するものであり、中国の曲阜には孔子の直系の子孫がいるため、曲阜における祭礼は、加地氏が指摘する祖靈への信仰となりうる（上里意見書（丙97）9頁）。しかし、曲阜の祭礼では、祖先祭祀という宗教的な儀礼空間となる「家祭」と、宗教牲を極力排除した世俗的な儀礼空間となる「公祭」が、截然と区別して執り行われている（上里意見書（丙97）9頁）。

そして、本件施設で行われている釋奠祭禮はこの「公祭」に該当するものであり、まさに、宗教性を極力排除した世俗的な儀礼となっている（上里意見書（丙97））。そうであるからこそ、孔子の直系の子孫ではない久米崇聖会の会員が執り行っているものである。

7 公祭としての釋奠祭禮の意義

そうすると、公祭としての釋奠祭禮の意義が問題となるが、それは、歴史上存在した具体的な人物であり、聖人として認識されている孔子や四配に対し、儒学という学問の創始者としての功績を称え、敬意を表す儀礼・式典である（高良意見書（丙96）4、5頁、稻福意見書（丙99）2ないし4頁）。

また、釋奠祭禮は、学問を振興したり、伝統文化を忘れないようにしたり、儒教倫理の求める「徳治の政治」の理念を國家として確認するためのものである（上里意見書（丙97）7ないし9頁、赤嶽意見書（丙98）5頁）。

以上からすれば、釋奠祭禮の起源をたどっても、本件施設で行われている釋奠祭禮は上記の意義を持つ「公祭」であり、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等を行うものとはなりえない。

8 現在の釋奠祭禮について

琉球においては、1879（明治12）年、王府の政治体制が明治新政府に

代わり、旧王国時代の人材登用制度（科挙）や教育制度（廟と学を備えた国学）などの儒学（儒教）を支えていた制度は、その基盤を失い、釋奠祭禮も行われなくなった（上里意見書（丙97）8頁、高良意見書（丙96）4頁）。その後、第二次世界大戦中、1944年のアメリカ軍の大規模な空襲により、孔子廟は焼失した。

しかしながら、久米村出身の人々は戦後の激動の中で伝統を回復する幾多の取り組みを行い、1975（昭和50）年、孔子廟（本件施設の前身）が再建され、釋奠祭礼が復活した。このように、釋奠祭禮の復活は、琉球王国時代の先人の精神を継承し、かつて琉球王国の教育文化の中心として重要な役割を果たした歴史を忘れず、沖縄の文化遺産を後世に残していくためであった（上里意見書（丙97）8頁、高良意見書（丙96）5頁）。

この戦後の釋奠祭禮は、台北孔子廟の釡奠祭を参照・模範とし、台湾の中琉文化経済協会の協力を得て文化事業として実施されたものであったが、ここで参考にした台北孔子廟における「釡奠祭」も公祭であり、あくまでも「地元の伝統的習俗」や「文化の伝承」として行われ始めたものである（赤嶺意見書（丙98）8、9頁、稻福意見書（丙99）2ないし4頁）。

以上からしても、現在、本件施設で行われている釋奠祭禮は、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等を行うものではない。

9 小括

以上より、本件施設の釋奠祭禮は、宗教的活動ではなく、原判決の判断は誤りである。

第6 本件施設は宗教施設ではないこと（争点3）

1 はじめに

本件施設は、その設置経緯や釋奠祭禮・遷座式の態様、訪問者の意識等を歴史学・民俗学等から検討すれば、教育施設であるとともに、沖縄・琉球の歴史文化を伝える施設であり、宗教施設ではない

ことが分る。

以下、まずは、2で原判決との関係を整理したうえで、3で宗教施設の定義を確認し、4以降でその歴史学・民俗学的意味について主張する。

2 原判決との関係

原判決は、「本件施設は、社寺に類する施設としての性格を引き継ぎ、現在も社会的儀礼にとどまらない参拝を受ける施設である上、本件施設全体が一体として、宗教的行事といえる釋奠祭禮を実施するための施設ということができる所以あるから、儒教一般についての宗教該当性の結論いかんにかかわらず、宗教的性格を色濃く有する施設であるといふほかない」と認定・評価している。

しかし、原判決が、本件施設を社寺に類する施設の性格を引き継ぐと判断したのは、国有となった際の形式的な位置づけを過大に重視し、本件施設の教育機関等としての真の役割につき、正確に理解していなかったためである。

また、社会的儀礼にとどまらない参拝を受ける施設と判断したのも、本件施設を訪れる人の行動を外形のみから判断し、儒学（儒教）の信仰をしていると誤認してしまったためである。

さらに、釋奠祭禮の宗教性についても、上記第5で述べたとおり、公祭としての眞の意義を理解していなかつたことによる。

いずれの観点からしても、本件施設が宗教的性格を色濃く有する施設との原判決は誤りであるため、以下、詳述する。

3 宗教施設の定義

最高裁判例（最判平成5年2月16日民集第47巻3号1687頁）は宗教施設性については定義しない手法で判断しているが、憲法上の宗教施設が定義できるとすれば、宗教的活動の定義から、「特定

の宗教（超自然的、超人間的本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、靈等）の存在を確信し、畏敬崇拜するもの）の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を本来の目的とする施設」となると考えられる。

4 施設の性格（社寺との差異）

(1) 戦前の久米至聖廟の設置経緯

戦前の孔子廟は、国王の認可を得て1676年に久米に建てられたものである（高良意見書（丙96）4頁）。

当時は、明末清初の混乱を経て、清朝が政治的に安定した時代で、同時に東アジア（日本・朝鮮・安南）の状況も安定しており、薩摩藩が琉球を窓口とする対中国貿易の再構築を模索していた最中であった（上里意見書（丙97））。そこで、薩摩藩は、中国貿易の拡大発展のため琉球王府と協力しようと考え、その実務の担い手である久米村の再建・強化をはからうと考えていた（上里意見書（丙97）2、3頁）。しかし、久米村は、福建から再派遣された者、首里や那覇の子弟等が入って、その出自は多様化（ハイブリット化）し、渡来当初とは違った新しい状況に直面していた（上里意見書（丙97）3頁）。

そこで、面目を一新した久米村と琉球国内の人々をつなぐ文化の結節点となり、琉球国の國家經營の中心である对中国交易（朝貢貿易）の象徴的な場所として利用するため（上里意見書（丙97）3頁）、1676年に、久米の孔子廟が建設されたのであった（高良意見書（丙96）4頁）。

このような建設の経緯からしても、当初から、久米の孔子廟は、中国と日本の文化をつなぎ、中国交易の象徴するために利用されたものであり、「特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を本来の目的とする施設」ではなかった。

(2) 明倫堂（学校）との関係

ア 孔子廟の明倫堂（学校）への従属

琉球における孔子廟については、「学」が最優先であって、孔子廟は「学」に従属するとされており、学校である明倫堂がより重要な場所とされていた（上里意見書（丙97）5, 6頁）。湯島の聖堂をはじめ日本各地にある至聖廟（孔子廟）は、沖縄の久米至聖廟も含めて、現在もその性格を引き継いで、学問所としての性格が強い（上里意見書（丙97）6頁）。

イ 明倫堂での学問の実践

アの事情から、孔子廟は、本場の中国だけではなく、朝鮮、日本、琉球、台湾、ベトナム等、かつての東アジアの儒教文化（漢字文化）圏の地域に、明倫堂等の学校と並立して設置されている（上里意見書（丙97）10頁）。

本件施設の明倫堂は、沖縄で最初に作られた正式な教育機関であり、官話のほか経書の講解、詩文や表文・^{レターフォーマット}文など外交文書の作成を教授する上級教育がなされ、勉学が奨励された（上里意見書（丙97）10頁）。久米村に後れて王城のある首里にも國学（王国の最高学府）が設けられたが、それに隣接して首里孔子廟（別名：首里聖廟）も設けられている（高良意見書（丙96）4頁）。

ウ 小括

以上の経緯から分かるとおり、孔子廟と明倫堂（学校）は、当初から一体の施設となっており、教育と人材養成のための機関として機能してきた（上里意見書（丙97）5, 6頁）。

具体的には、孔子廟と明倫堂において、中国との交易に必要な外交文書の作成や通訳、現地の役人や文人との交流に必要な詩文の作成能力など、実務処理の能力をそなえるための人材養成が行われ、琉球処分（1871年）以後は、琉球王国の海外交易を支えた職能集団としての久米村の歴史

と伝統文化を象徴する施設とされてきたものであった（上里意見書（丙97）2頁）。

(3) 本件施設再建の経緯

1879（明治12）年の春、琉球王国が廃止され沖縄県となつて以後、首里王府（王国の行政機関）が支えていた国学と首里孔子廟は廃れ、やがて消滅した（高良意見書（丙96）4頁）。それでも、強い郷党意識を持つ旧久米村においては伝統がかろうじて保持され続けていた。しかし、1944（昭和19）の秋のアメリカ軍の大規模な那覇空襲により、かろうじて保持されてきた久米村の伝統的な施設や祭礼も失われた（高良意見書（丙96）4頁）。

その後、久米村出身の人々は戦後の激動の中で伝統を回復する幾多の取り組みを行い、孔子廟や明倫堂などの施設を本格的に復元・整備する事業を達成した（高良意見書（丙96）4頁）。

このような再建の経緯からしても、本件施設は、戦前よりもさらに社会的存在を希釈された歴史的史蹟としての施設となっていた（上里意見書（丙97）8頁）。このような歴史認識のもと、久米崇聖会は孔子廟などの施設の復元・整備を行ったのであり、また、その施設において挙行されている釋奠などの儀式も王国時代様式の再現にすぎず、本件施設の建設は、歴史的建造物・伝統文化の復元・整備という観点からなされたものであった（高良意見書（丙96）4, 5頁）。

従って、久米の孔子廟は、社寺とは全く異なる性格を有するものであり、「特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を本来の目的とする施設」ではなかった。

5 釋奠祭禮との関係

第5で述べたとおり、現在の釋奠祭禮の歴史的経緯を踏まえた意

義を考えれば、これは宗教的活動ではないから、釋奠祭禮がなされていることをもって本件施設を宗教施設とすることはできない。

6 訪問者との関係

原判決は、訪問者の存在を、儒教の「参拝者」と認定し、本件施設を宗教施設と認定・評価している。

しかし、第4で述べたとおり、儒学（儒教）に宗教性があるとすれば、それは祖靈に対する信仰であり、孔子及び四配の像や神位がある本件施設でこのような信仰をもちうるのは、孔子や四配の子孫のみである。

そして、本件施設を訪問しているのは、孔子や四配の子孫ではないから、儒学（儒教）との関係で、本件施設で祖靈に対する信仰をもつて宗教的活動をするものは存在しない。

民俗学の観点からすれば、本件施設に観光等の目的以外の訪問者がいるとすれば、それは、実在する人物である孔子や四配の学問の創始者としての功績をたたえたり、畏敬の念をもってあやかったりするために訪問しているか、あるいは、習俗化した祖先崇拜の信仰の場所として、本来の儒学（儒教）と関係なく利用しているに過ぎない（稻福意見書（丙99）4、5頁）。

7 遷座式の態様

原判決は、遷座式の態様等も本件施設を宗教的施設とする根拠としている。しかし、原判決の遷座式について判断は、2の(3)で指摘した事実誤認があるうえ、その評価も間違った歴史認識をもとに行つたために誤ったものとなっている。

まず、久米崇聖会は、遷座式という行事において、たしかに真榮田氏に進行を依頼しているが、真榮田氏は、ユタではなく、久米崇聖会を構成する久米村系門中のひとつである阮氏門中（沖縄阮氏我輩